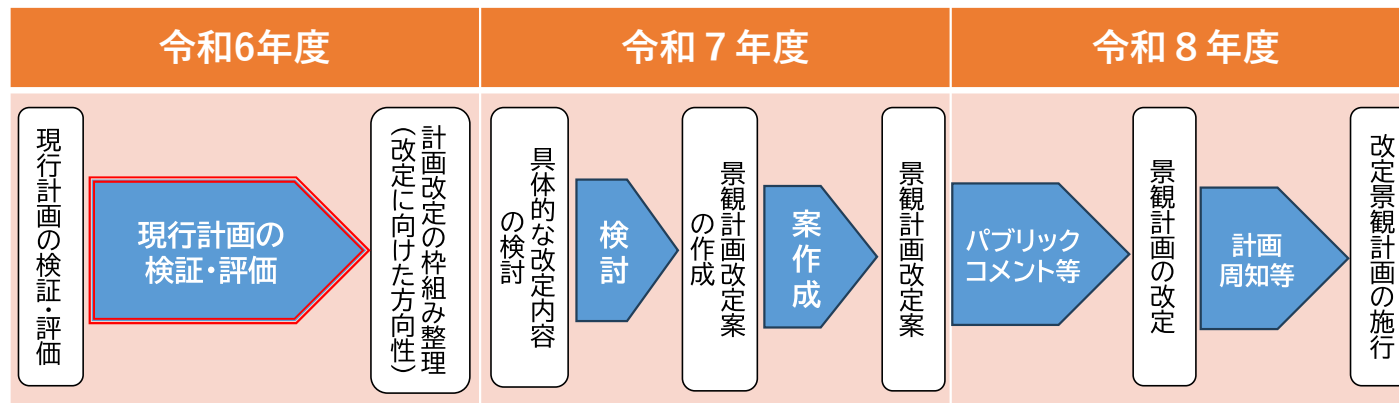


0. 「現景観計画の検証・評価、改定の必要性の検討」の背景・プロセス

(令和6年度第1回景観審議会資料から)

平成22年に岸和田市景観計画を策定し、これまで良好な景観の保全・創出に向けた取組みを推進してきましたが、計画策定から14年(令和6年10月時点)が経過し、この間、社会情勢や景観に関する技術的課題、市の方針、市民意識など、景観行政をとりまく環境も変化しています。これらの変化に対応していくため、現景観計画の取組みについて、検証・評価し、景観計画の改定の必要性等を検討するものです。

【景観計画の改定スケジュール案】



現行の景観計画の検証・評価にあたって調査する項目等

①景観計画に関連する主な取組みの実施状況

- これまで行った景観施策に関する事業や施策の進捗状況等について確認し、課題等を抽出
- 他自治体の事例等も参考に課題を調査
 - ・景観法に基づく大規模建築物等の届出
 - ・景観重要樹木等の指定
 - ・景観啓発活動(景観資源の指定) など

②住民の景観への意識や行動の変化

- これまで(今後)実施した市民アンケート等の結果を基に、景観計画策定後の、景観の意識や行動の変化を確認

③実際の景観の変化について

- 現行景観計画策定後に大きく変容した地域や、今後変容する見込みのある地域について、景観形成の方針を確認
- 景観配慮地区等における景観形成に関する現状を確認

④各種計画(市の方針)との整合

- 景観計画と関連する各種計画(総合計画、都市計画マスタープランなど)について、計画策定後に改定されていることから、整合が取れているか確認

現景観計画の検証・評価、改定の必要性の検討について

1. 現行の景観計画の検証・評価にあたって調査する項目等

① 景観計画に関連する主な取組みの実施状況

1) 景観法に基づく届出の状況

取組概要

取組実績

評価

課題

景観計画区域全域について、まちに特に大きな影響を及ぼすと考えられる一定規模以上の建築・開発行為等を対象にその行為の制限をさだめる。

【大規模建築物等の届出件数】

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
届出+通知 件数	16	30	30	36	51	24	27	24	22	23	24	25	27	32	391
(届出)	10	14	22	24	40	13	15	11	12	12	11	12	6	9	211
(通知)	6	16	8	12	11	11	12	13	10	11	13	13	21	23	180

・届出：民間建築物

・通知：公共建築物

※変更届は除く

・市街地整備事業（ちきりアイランドや丘陵地区）等では、大規模な建築が多いことから、届出行為によって、景観計画上は良好な景観誘導が行われ、地域の景観形成に寄与している。

・アクセントカラーや屋外広告物などが比較的多く用いられ、景観への配慮を必要とする傾向の商業施設は、殆どが景観の届出対象規模となっていない。

※届出の半数以上の用途が工場・倉庫（敷地面積が広い）であり、次いで共同住宅と続く。

※工作物に関しては、無線基地局以外の届出は1件のみ。（基本的に公共工事が対象）

・ここ数年で、本市でもメガソーラーなど大規模な太陽光発電設備（地上設置）が見られるようになったが、太陽光発電設備は工作物に該当しないため、大規模なものでも届出対象にならず、景観への配慮等の指導助言機会が無い。

・隣接自治体で堆積物に関する景観上課題があり、本市の市街化調整区域でも小規模な堆積行為は見られる。今後、本市においても景観上の課題となる可能性がある。

・社会情勢の変化や、府内自治体等の届出対象規模・対象等を比較し、届出面積の見直しや、届出行為の追加を行うなど検討すべきではないか。

1

参考 a) 届出対象

対象地域：岸和田市全域（景観計画区域）

対象行為：建築物：●地盤面からの高さ20m以上（建築物＋工作物(広告物)）

●敷地面積5,000㎡以上

●延べ面積5,000㎡以上

工作物：●高架道路・鉄道、横断歩道橋等→地上からの高さ5m以上

●橋梁、こ線橋等→幅員12m以上または延長30m以上

●上記以外の工作物で高さ20m以上

開発行為：5,000㎡以上

※公共施設等（国機関、地方公共団体が行う行為）は、全て（規模要件なし）通知が必要。

参考 b) 届出実績（公共施設等の通知を除いた場合）

届出対象の規模

届出対象			件数 (H22. 10～R5)
届出件数合計			211
建築物	敷地面積 5, 000㎡以上	延べ面積5, 000㎡以上	34
		延べ面積5, 000㎡未満	68
	延べ面積5, 000㎡以上		2
	地盤面からの高さ20m以上		24
工作物	高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの：地上からの高さ5m以上		1
	橋梁、こ線橋その他これらに類するもの：幅員12m以上、又は延長30m以上		0
	上記以外の工作物で高さ20m以上		75
開発行為 区域面積5, 000㎡以上			7

届出対象の用途（基本景観区別）

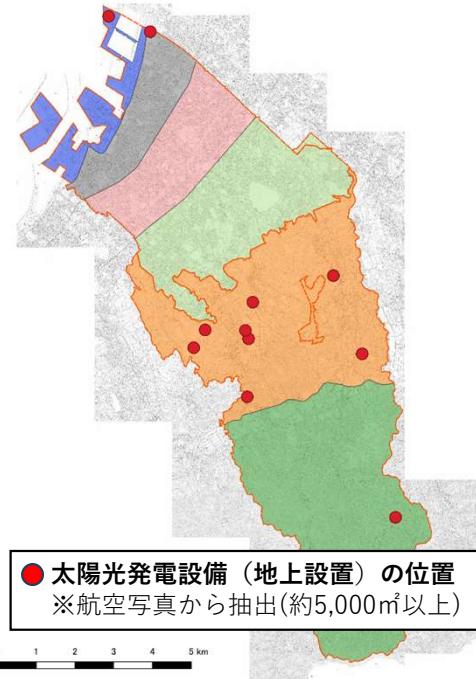
業種		臨海 景観区	旧市街 歴史 景観区	沿道型 市街地 景観区	新市街地 住宅 景観区	里の 景観区	自然 緑地 景観区	計
届出件数合計		48	34	50	28	40	11	211
建築物	工場・倉庫	38	4	3	1	17	2	65
	商業施設（宿泊・観光・遊技場等含む）	3	5	9	3	3	3	26
	共同住宅	1(1)	7(4)	8(5)	6(3)	0	0	22(13)
	医療・福祉施設	0	0	3	2	3	0	8
	その他（駅舎、寺院、道の駅、出荷場）	0	0	0	5	2	0	7
工作物	横断歩道橋	1	0	0	0	0	6	1
	無線基地局	5	16	21	10	14	0	72
	その他（工作物に該当する屋外広告物）	0	2	1	0	0	0	3
	住宅地開発	0	0	5	1	1	0	7

※延べ面積5,000㎡以上の共同住宅（20m以上）は、高さ20m以上の建築物に含めている。

※共同住宅の()の数値は修繕・塗替え件数

2) 届出対象の追加検討

■ 太陽光発電施設



- ・本市では、「岸和田市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、再生可能エネルギー利用を推進しており、その主力として、太陽光発電導入を推進している。
- ・一方、立地場所や設置・運用の仕方によっては、地域住民等の生活環境や、地域で保全しようとしている景観等に影響を及ぼす恐れがある。
- ・隣接市の和泉市（令和5年8月から景観行政団体）や貝塚市（令和6年11月景観行政団体移行予定）は届出対象としている。

市内での大規模な太陽光発電の（地上設置）事例



山の斜面を切り開いて設置



ゴルフ場跡地に設置



ため池に設置

■ 堆積物

- ・市内の市街化調整区域など山手エリアでは、道路沿いに産業用途と思われる堆積物の野積みが見られる。
- ・現状では、大規模な堆積は無く、堆積物も目隠しパネルや植樹などにより一定の配慮はされているようである。ただ、市街化調整区域の未利用地は多く、堆積行為があれば、今後、景観等に影響を及ぼす恐れも考えられる。

市内での堆積行為の事例



車両が積み上げられている。道路から見えてはいるものの、万能堀で目隠しがされ、一定の配慮はされている。



タイヤが積み上げられている。道路から見えてはいるものの、植栽で目隠しがされ、一定の配慮はされている。



堆積しているが、シートで覆いがされており、一定の配慮はされている。

① 景観計画に関連する主な取組みの実施状況

■景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

取組概要	地域の景観を形成する上で重要な要素となっている建造物、樹木について指定し、地域のシンボルとして維持、保全及び継承していく。公共の場から眺められ、次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意見を聴いた上で指定する。 【指定方針】 ①地域の景観を先導し又は継承し、良好な景観を特徴づけている ②歴史的、文化的な価値が高い（建築的な価値が高い） ③市民に親しまれ愛されている ④良好な景観形成のため市長が必要と認める
取組実績	【平成24・25年度】ここに残る景観資源（樹木景観）の指定 【平成28年度】景観重要樹木の指定に向けた検討（候補の選定） 【平成29年度】景観重要樹木の指定（塔原町のサクラ、奥家の棕、吉井町のエノキ）
評価	・景観重要樹木は、これまで3本を指定、所有者（管理者）とは樹木の管理協定を締結し、樹木診断費の助成など支援を行い、診断内容に沿って所有者（管理者）が適切に管理をしている。 ・景観重要建造物の指定はこれまで行われていない。
課題	・保全とともに、景観啓発にも繋げていくための周知や活用法の検討（塔原町のサクラは景観ウォークを実施） ・景観重要建造物の指定にあたっては、現に生活・利用する所有者にとって負担が大きく、民間建築物の指定に関して支援制度の検討も必要。また歴史的・文化的価値が高い建築物にあっては、文化財指定など他制度との調整も含め、検討する必要がある。 ※府内景観行政団体(移行予定含む)へのアンケート調査の結果では、方針は定めているが、現時点で今後新たに景観重要建造物を指定する予定の行政はない。（現在の府内指定状況：大阪市1件、箕面市3件） ・景観資源の保全制度として、景観法では地域の景観を構成する主要な要素の一つと考えられる公共施設（道路、河川、都市公園等）を対象とする景観重要公共施設の制度もあり、樹木や建造物と同様に指定方針を検討してはどうか。

① 景観計画に関連する主な取組みの実施状況

■景観形成誘導基準（色彩及び屋外広告物の表示及び掲出）の課題と方針

取組概要	景観法に基づく行為制限のほか、岸和田らしいより良い景観形成を目指すため、景観計画において、法規制によらない誘導基準を定めている。 ●景観計画による基本景観区の推奨カラーフレームの設定 ●屋外広告物の表示および掲出について景観形成への配慮 ●別途誘導基準による景観形成への配慮
評価	・大規模建築物等の届出時には、推奨色に関する助言を行い、一定の景観配慮がなされている。 ・大阪府屋外広告物条例に基づく許認可では、景観計画への配慮は求めている。 ・景観計画では屋外広告物の景観配慮についての具体的な誘導基準は定めていない。 ・届出対象物件については、岸和田らしさを目指した景観形成ガイドライン（1・2・3）や、地域ごとに作成されている別途基準等に従い、一定の景観配慮がなされている。
課題	・各景観区ごとに推奨色を定めているが、現在の地域の状況との乖離はないか。 ・推奨色を大規模建築物等だけでなく、一般建築物に対してどのように誘導すべきか。 ・屋外広告物に関して、市としての具体的な配慮方針は無い状況であり、結果、届出行為において、景観配慮のための十分な誘導が行えていないため、屋外広告物ガイドライン等の策定も含め検討すべきではないか。 ※府内景観行政団体(移行予定含む)へのアンケート調査の結果、殆どが屋外広告物を景観法に基づく届出対象としておらず、理由の多くは、屋外広告物条例（府条例・独自条例共）で対応としているほか、配慮事項を定めた掲出ガイドラインの作成や、届出対象ではないが協議対象とするなどの対応が行われている。 ・ガイドラインなど別途基準の中には、策定から相当期間が経つものもあり、陳腐化していないか、運用上の問題はないか、有効に利用されているのか、必要に応じて見直す必要はないか。

現景観計画の検証・評価、改定の必要性の検討について

参考）基本景観区の推奨カラーフレーム

基本景観区	色彩景観イメージ	色彩の考え方（推奨色）
臨海景観区	海への眺望や親水空間を考慮した「明るく、さわやかな」色彩景観	・基調色は、低彩度のカラーフレーム【d：まちなみを整える】を使用する。 ・配色調和は、類似色相・類似トーンを基本とする。
旧市街・歴史景観区	岸和田城周辺の歴史的なまちなみになじんだ「穏やかで、風格のある」色彩景観	・基調色は、低彩度の黄赤～黄系を基本としたカラーフレーム【a：地域らしさを守り育てる（公共建築物・大規模建築物）】、【b：地域らしさを守り育てる（住宅）】を積極的に使用する。 ・伝統的な自然素材を積極的に使用する。 ・配色調和は、類似色相を基本とする。
沿道型市街地景観区	都市的な機能を活かした「シンプルで、落ち着きのある」色彩景観	・基調色は、低彩度の黄赤～黄系を基本としたカラーフレーム【c：新しい地区の特徴を育てる】をできるだけ使用する。 ・カラーフレーム【d：まちなみを整える】を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮する。 ・配色調和は、類似色相・類似トーンを基本とする。
新市街地住宅景観区	新旧のまちなみとの調和や、ため池や山の緑になじんだ「快適で親しみやすい」色彩景観	・基調色は、低彩度の黄赤～黄系を基本としたカラーフレーム【a：地域らしさを守り育てる（公共建築物・大規模建築物）】、【b：地域らしさを守り育てる（住宅）】を積極的に使用する。 ・伝統的な自然素材を積極的に使用する。 ・配色調和は、類似色相を基本とする。
里の景観区	旧集落や、田園風景になじんだ「ナチュラルで深みのある」色彩景観	・基調色は、低彩度の黄赤～黄系を基本としたカラーフレーム【a：地域らしさを守り育てる（公共建築物・大規模建築物）】、【b：地域らしさを守り育てる（住宅）】を積極的に使用する。 ・伝統的な自然素材を積極的に使用する。 ・配色調和は、類似色相を基本とする。
自然緑地景観区	旧集落や、山林にとけ込む「ナチュラルで深みのある」色彩景観	・基調色は、低彩度の黄赤～黄系を基本としたカラーフレーム【a：地域らしさを守り育てる（公共建築物・大規模建築物）】、【b：地域らしさを守り育てる（住宅）】を積極的に使用する。 ・伝統的な自然素材を積極的に使用する。 ・配色調和は、類似色相を基本とする。

参考）岸和田市景観計画による誘導基準（屋外広告物の表示及び掲出）

市域全域：屋外広告物の形状や面積などについて、配慮し、特に主要幹線道路沿道における屋外広告物の掲出に際し、突出した形態・色彩の使用を避けることとする。

参考）景観に関する別途基準

●岸和田市の景観形成

- ・景観形成ガイドライン1（H8年策定、H29年更新）：大規模建築物等を対象
- ・景観形成ガイドライン2（H9年策定）：公共施設を対象
- ・景観形成ガイドライン3（H10年策定）：色彩基準
- ・公共サインガイドライン（R3年策定）：公共サインを対象

●各地域ごとの景観形成

- ・地区計画（形態意匠制限）、景観協定
- ・岸和田市歴史的まちなみ保全地区（本町地区保全計画）、岸和田駅東地区景観形成ガイドライン（案）
- ・ちきりアイランド工場建設ハンドブック、岸和田丘陵地区のまちづくりを楽しむヒント集 など

① 景観計画に関連する主な取組みの実施状況

■景観啓発事業について（ここに残る景観資源発掘プロジェクト、岸和田市都市景観賞）

取組概要

【ここに残る景観資源発掘プロジェクト】

本市域において景観形成に寄与する景観資源を発掘・蓄積・共有し、発掘した資源の中から特に優れているものを「ここに残る景観資源」に指定する。（H24-R3年度実施、106件指定）

【岸和田市都市景観賞】

岸和田の景観づくりに貢献する建築物・工作物等を表彰することにより、「岸和田市のまちなみの魅力」を再発見する。（H14から4年に1度、これまで6回開催）

評価

- ・これまで106件のここに残る景観資源が指定され、市民への景観啓発に活用されている。
- ・ここに残る景観資源を使い、景観に関する情報発信のほか、景観重要樹木の指定候補の選出など、様々な施策の活用にも貢献している。
- ・都市景観賞は、優れた建築物として表彰することで、施主や設計者が岸和田の景観形成に貢献することに対してのモチベーションにもなっている。

課題

- ・都市景観賞・景観資源を活かした良好な景観形成に資する取組みの充実（活用方法の検討）。
- ・ここに残る景観資源は、時間の経過とともに、指定当時の状況から変容する景観資源も見られるため、過去の景観として次代に伝え残すことも大切だが、現在ある姿を伝え、まもる取組みも検討する必要がある。
- ・プロジェクトは主に市民に向けた取組みではあるが、より多くの景観啓発に繋がられるよう、他部局との連携、市外への情報発信等にも取り組むべき（景観施策以外との連携）。
- ・表彰制度が十分に周知されているか（応募物件の偏り、応募数の維持。）
- ・都市景観賞を受賞した物件の維持管理の促進（過去物件では消失・改変されたものもある）

② 住民の景観への意識や行動の変化

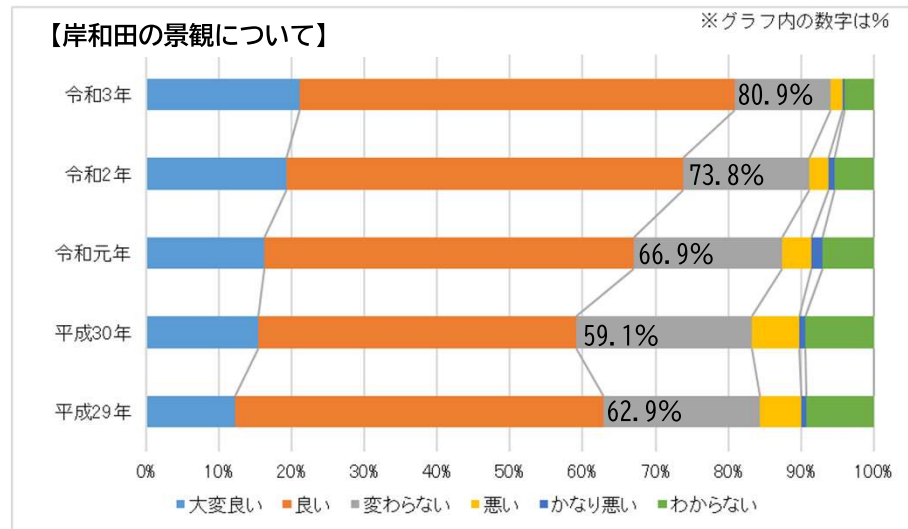
取組概要	これまで実施した市民アンケート等の結果を基に、現行の景観計画策定後の、景観に対する市民意識の変化等を確認。
取組実績	・ 市民意識調査（市内に在住している15歳以上75歳未満の市民4,000人を対象） ⇒ 「景観がよく保全されている」と感じる市民の割合は、景観計画策定当時の平成22年（15.6％）と比較すると、近年は20％前後で推移。 ・ 景観に関する市民アンケート（「ここに残る景観資源」まちかど審査時実施） ⇒ ・ 「岸和田の景観が大変良い・良い」との回答は、平成29年（63％）から令和3年（81％）と年々上昇。 ・ 岸和田らしい景観と思うもの（主なもの）は「山などの自然」、「お城や寺社仏閣」、「歴史的な景観」 ・ 景観形成への配慮を必要とするもの（主なもの）は「緑化美化活動」、「歴史伝統」
評価	・ 景観計画策定後、景観が良くなったと感じる市民の割合は増えている。 ・ 回答者の多くは、「山などの自然景観」、「歴史的な文化景観」に岸和田らしさを感じ「良い景観」として捉え、景観への配慮が必要と感じており、岸和田市景観形成基本方針の景観特性としての「景観から見た岸和田らしさ」に合致している。
課題	・ 市民意識調査のように母数大きいアンケートでは、改善傾向にあるとはいえ、全体としての割合は低く（約20％）、景観への関心はまだ低い状況。より多くの市民に景観について関心を持っていただくためにも、景観づくりに関する広報・情報発信や、住民参加などによる協働の場を設けることなど、更なる景観意識の醸成が必要。 （令和7年度に改めて景観に関する市民アンケートを実施予定）

現景観計画の検証・評価、改定の必要性の検討について

【参考】アンケート結果（令和6年度第1回景観審議会資料から）

■ 市民アンケート

（令和3年度第3回岸和田市景観審議会報告より抜粋）



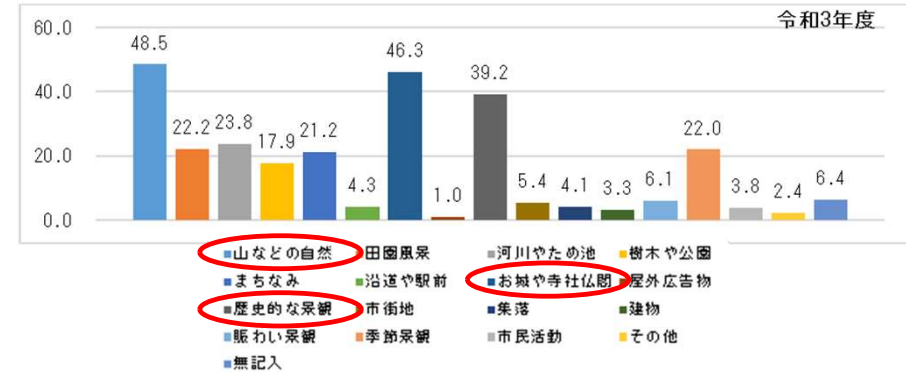
海、山、まち、様々な景観がある。	56
自然が多く、美しい場所が多い。	35
きれいだと思う、好き	31
良くない（※意見下にまとめ）	20
城下町の風情があり、古いまちなみも残っていて良い。	17
地元で愛着がある	7
普通、わからない、意識していない	6
景観は良いがアピールできていない	4
あまり変わっていない	3
変わらないところと変わるところがある、今昔が良い	2
山の方は美しいが、海側はあまり…/泉北道から行き止まりの景観が悪い/昔よりキレイになったが、自然が減っているように思う/開発が進んでヨソと変わらなくなってきた/景観の良い市と比べて良いとは言えない/道路脇の雑草が伸びている/古い景観、庶民の暮らしが反響されている景色の保存はあまりよくないと思う	

■ 市民意識調査(企画課)：「景観がよく保全されている」と感じる市民の割合

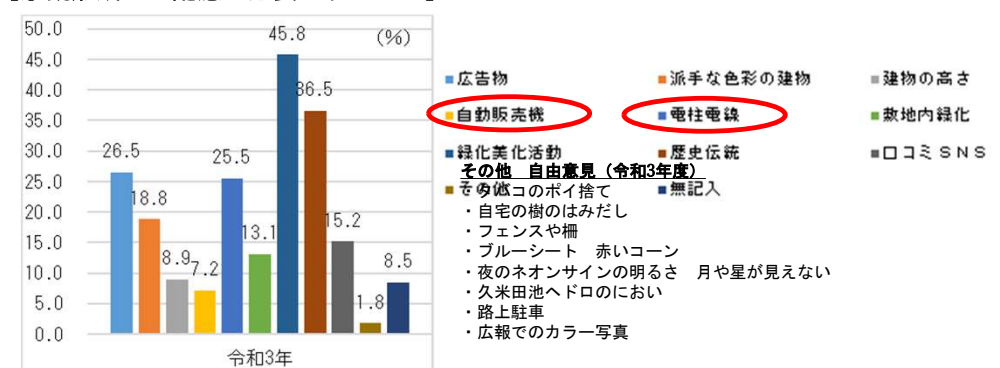
	H22	H30	R01	R02	R03	R04	R05
割合 (%)	15.6	19.7	20.3	22.5	20.3	18.5	24.3
前年比 (%)	—	99	103	110	90	91	131

※みんなで目指そう値：21%（2023年）

【岸和田らしい景観と思うもの】



【景観形成への配慮を必要とするもの】



Q. 岸和田の景観についてどのように感じているか

→大変良い、良いと感じる人が8割程度を占め、過去5年間で比較するとその割合に増加傾向がみられる。（市民意識調査においても、景観計画策定当時から比較して、同様に肯定的傾向が見られる。）

【主な理由】「海から山まで様々な景観」、「城下町など古いまちなみ」

Q. 岸和田らしい景観と思うもの（主なもの）

→「山などの自然」、「お城や寺社仏閣」、「歴史的な景観」

Q. 景観形成への配慮を必要とするもの（主なもの）

→「緑化美化活動」、「歴史伝統」

- ・景観計画策定後、景観が良くなったと感じる市民は増えている。
- ・「山などの自然景観」、「歴史的な文化景観」に岸和田らしさを感じ「良い景観」として捉え、景観への配慮が必要と感じている。

③ 実際の景観の変化について

■景観計画の区域・良好な景観の形成に関する方針

①景観計画区域の状況

基本景観区	市域の地形的特性に対応して東西方向に層状に展開する景観のまとまり（6基本景観区）
基本景観軸	基本景観区を相互に関連づけながら、市域の景観の構造を明確に分かりやすくする基本的な骨組みとなる線的要素（河川・道路・旧街道）

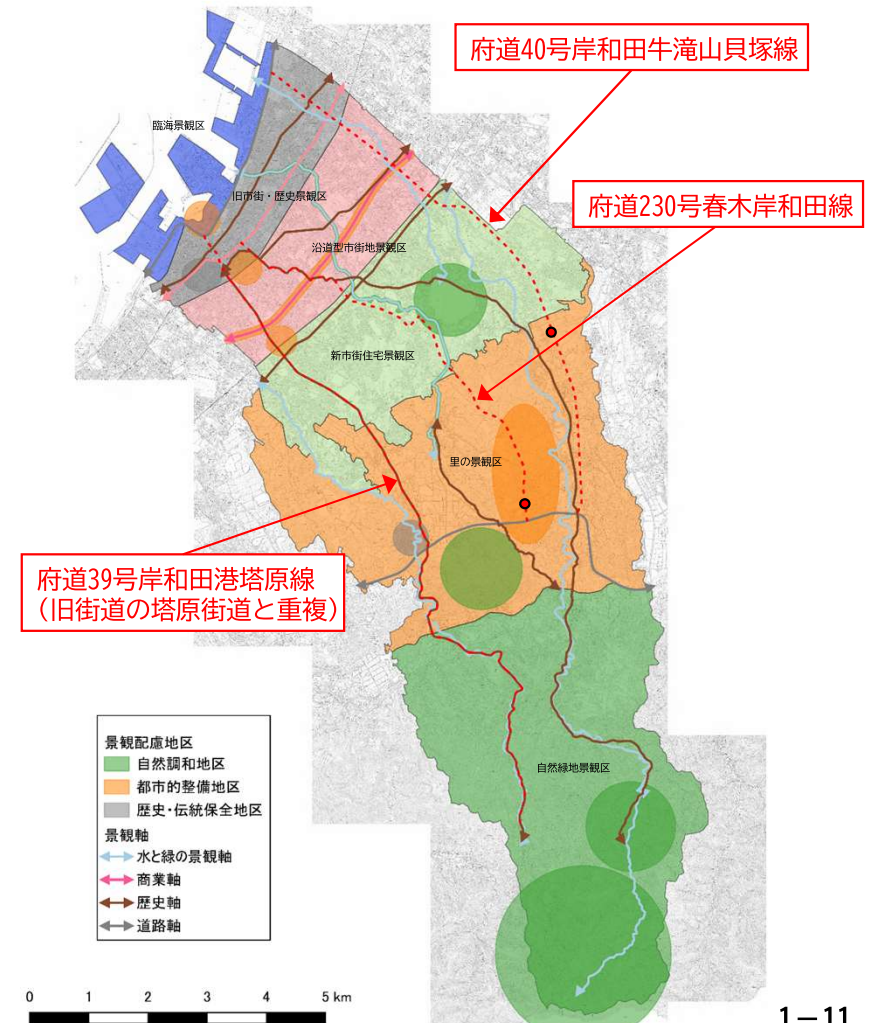
評価	- 基本景観区の景観形成方針を変更するほどの大きな景観の変化は見られない。 - 市街地整備事業が進む中で、都市計画道路の整備など、一部の地域では新たな幹線道路等の整備も行われている。
----	--

課題	- 基本景観軸の縦軸（海から山へと向かう軸）は、これまで、河川や旧街道が主要な導線としての骨格を担っているが、府道39号岸和田港塔原線、府道40号岸和田牛滝山貝塚線、府道230号春木岸和田線といった主要道路沿線など主要な動線も含め、景観軸の整理をするべきか。 - 河川軸・旧街道軸について、対象軸の景観特性が一括りにされているが、其々の特性を示す必要はないか。
----	---

春木岸和田線（ゆめみが丘）



牛滝山貝塚線（フタツ池交差点）



現景観計画の検証・評価、改定の必要性の検討について

景観配慮地区

景観整備を進めていくにあたって核となる空間、優れた景観を創生していく拠点

指針区分	地区名	景観形成の基本方針
歴史・伝統 保全地区	岸和田城周辺地区	歴史的環境との調和を図る。歴史的環境を継承する。
	阿間河滝周辺地区	まちなみとしての空間を保全する。周辺環境をまもる。伝統的なまちなみとの調和を図る。
自然調和地区	春木川周辺地区	水と緑の中心軸にふさわしい秩序ある沿川景観をつくる。河川空間に潤いを与え、良好な沿川環境をつくる。
	久米田池周辺地区	自然環境との調和のとれた風致地区にふさわしい良好な住宅地の形成を図る。久米田池からの良好な眺望を確保する。
	神於山周辺地区	ランドマークとしての神於山をより強調させるよう景観整備を図る。里山としての稜線と地形の保全に努める。
	牛滝山周辺地区	現状の地形の改変や現状植生の消失を極力抑制し、自然景観に配慮する。周辺環境に配慮する。
	葛城山周辺地区	現状の地形の改変や現状植生の消失を極力抑制し、自然景観に配慮する。建築物等について、周囲の自然と調和したものとする。
都市的整備地区	岸和田旧港地区	海への開かれた眺望を大切にする。ゆとりの空間の創出や緑化により良好な環境の形成を図る。
	岸和田駅周辺地区	市の玄関口にふさわしい駅前広場周辺や沿道のまちなみとなるよう形成を図る。 良好な住環境と商業・業務施設等との調和を図る。 岸和田駅東停車場線沿道においては、ゆとり空間の創出に努め、潤いある演出となるよう配慮する。
	国道26号沿道地区	都市軸にふさわしい秩序ある沿道景観をつくる。街路空間の潤いに寄与する沿道景観をつくる。 主要な幹線道路の交差点付近などでは、交通の要衝にふさわしい景観をつくる。 中央公園などの緑の拠点一帯は、緑豊かな景観づくりを行う。 東岸和田駅周辺では、魅力ある商業地にふさわしい景観づくりを行う。
	東岸和田駅周辺地区	高層建築物のシンボル化及び周辺建築物との調和を図る。サイン類は周辺環境に配慮したデザインとする。 商業核としてのにぎわいを演出する。
	岸和田丘陵地区	周辺環境との調和を図る。神於山からの眺望に影響を与えないよう配慮する。

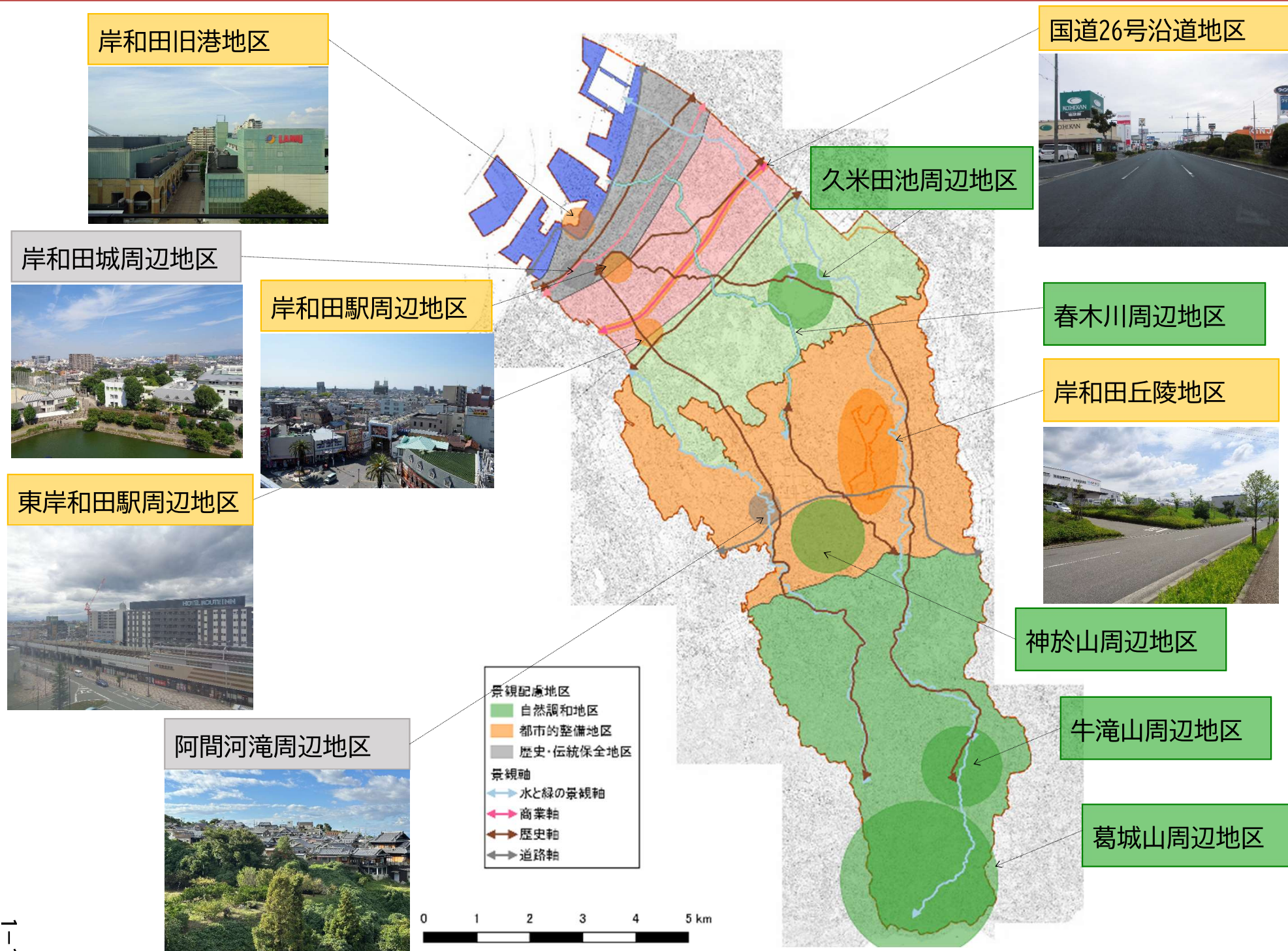
評価

- ・景観形成の方針を変更するほどの、大きな景観の変化は見られない。
- ・歴史・伝統保全地区では、世代交代等による現代の住宅への建替えにより、緩やかではあるがまちなみに変化が見られる。
- ・新たな市街地整備事業として開発された岸和田丘陵地区は、景観法に基づく届出のほか、地区計画、住宅地では景観協定により、地区としての良好な景観がコントロールされている。

課題

- ・市の将来構想や市街地整備事業等により、新たに配慮地区を設定すべき地区はないか。
- ・時代とともに歴史的環境が徐々に失われつつある中、歴史・伝統保全地区については、より手厚く景観への配慮を求めるような方針を検討すべきではないか。

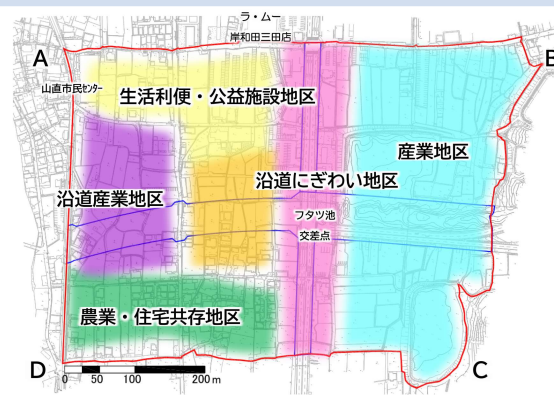
現景観計画の検証・評価、改定の必要性の検討について



④ 各種計画（市の方針）との整合

取組概要	令和4年度に改定 ・ 将来ビジョン・岸和田 基本構想（総合計画） ・ 岸和田市都市計画マスタープラン
土地利用方針	● 区域別の土地利用方針 ● 広域連携軸・地域連携軸の設定 ● 地域特性を活かした拠点形成 ・ 区域別の土地利用方針では、都市区域と田園区域が泉州山手線（事業化）を境として分かれる。 ・ 広域連携軸としての泉州山手線の延伸に応じて、交通結節点を中心に地域特性を活かした広域交流拠点の形成と産業創出を推進する。
課題	・ 総合計画や都市計画マスタープランとの整合を図るにあたって、山手エリアの新たな広域幹線道路として位置づけられる泉州山手線沿道のまちづくりが今後進めば、「新市街住宅景観区」と「里の景観区」の境界（市街化区域と市街化調整区域の境界）として、また市街地景観と自然景観が交わる軸として、基本景観区の見直しや、新たな景観軸・拠点における景観形成の設定に関して検討する必要がある。

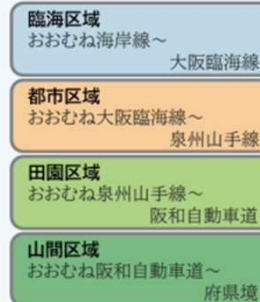
【山直東地区の土地利用方針】



区域・軸・拠点

区域別の土地利用方針

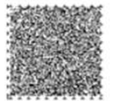
地形によって特徴づけられた4つの区域ごとの土地利用方針を設定します。（詳しい方針の内容については、本編をご覧ください。）



軸の設定

泉州地域や大阪・関西圏を結ぶ「広域連携軸」と、市域内を結ぶ「地域連携軸」を設定します。これらにより、市域内及び市域を越えた交流・活動の発展を推進します。

拠点の設定 様々な分野や主体の連携により、交通結節点周辺において地域特性を活かした拠点形成を推進します。



Uni-Voice

2. 景観計画改定・施策の方向性（案）

「①景観計画に関連する主な取組みの実施状況」

景観計画区域における届出（大規模建築物等）・行為の制限



【対象行為・基準の見直し】

- 対象規模の見直し
（より広く指導助言の機会がもてるよう、他自治体等とも比較し、面積基準等の見直しを検討）
- 対象行為の追加
 - ・太陽光発電施設
 - ・屋外における物件の堆積行為

景観重要樹木・景観重要建造物



【（将来的な）指定に向けた制度の検討】

- 支援制度、指定候補の検討
- 景観重要公共施設に関する制度の検討

誘導基準

- ・色彩基準
- ・屋外広告物の表示及び掲出
- ・別途誘導基準による景観形成への配慮



【色彩基準の検証】

【屋外広告物に関する景観形成への取組み充実】

- 計画への配慮事項の内容を追記
- 屋外広告物の掲出ガイドラインの作成
- 【必要に応じ別途基準等の見直し】
- 景観形成ガイドラインの見直し
（古い情報の更新、よりわかりやすいものへ）

その他景観まちづくりの推進・支援

- ・岸和田市都市景観賞
- ・ここに残る景観資源発掘プロジェクト



【施策の活用】

- 【啓発効果の高い制度を目指した検証】
- 【周知・啓発への取組みの充実】

2. 景観計画改定・施策の方向性（案）

「②住民の景観への意識や行動の変化」



【景観意識の醸成に向けた取組みの検討】

- 景観に関する市民アンケートの実施
（景観に関するニーズを把握し、施策を考える）

「③実際の景観の変化について」

景観計画の区域

- ・基本景観区
- ・基本景観軸
- ・景観配慮地区



【現状や将来の構想を踏まえた区域や方針の見直し】

- 基本景観軸の精査
（道路整備などによる新たな景観軸の追加を検討）
- 【上位計画の改定等を踏まえた、区域や方針の見直し】
- 泉州山手線及びその沿道まちづくりにあわせた、景観計画の区域の見直し

「④各種計画（市の方針）との整合」